

## 食品安全委員会（第873回会合）議事概要

日 時：令和4年9月20日（火） 14：00～14：23  
場 所：食品安全委員会大会議室  
出席者：山本委員長ほか6名出席

- (1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
- ・ 動物用医薬品「ジミナゼン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論、「ジミナゼンの許容一日摂取量（ADI）を0.02 mg/kg体重/日（ジミナゼンジアセチュレートとして）とする」との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

- ・ 動物用医薬品「イソシンコメロン酸ニプロピル」に係る食品健康影響評価について
- ・ 動物用医薬品「マホプラジン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論、「イソシンコメロン酸ニプロピル」及び「マホプラジン」については、「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」の3（3）の①に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、その食品健康影響は無視できる程度と考えられる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

- ・ 動物用医薬品「ピリメタミン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論、「ピリメタミンについては、「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」の3（3）の①に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、その食品健康影響は無視できる程度と考えられる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

- (2) その他

- ・ 遺伝子組換え食品等評価書「*Bacillus subtilis* NT105 (pHYT2Aopt) 株を利用して生産されたシクロデキストリングルカノトランスフェラーゼ」の誤記の修正について>

→事務局から報告  
本件について、評価書の誤記の修正が了承された。